

なぜ アイルラ ンドなのか?

アイルランドは投資ファンドを理解
しています。

投資ファンド

UCITS

オルタナティブ投資

アイルランド

why? Ireland™
excellence · innovation · reach

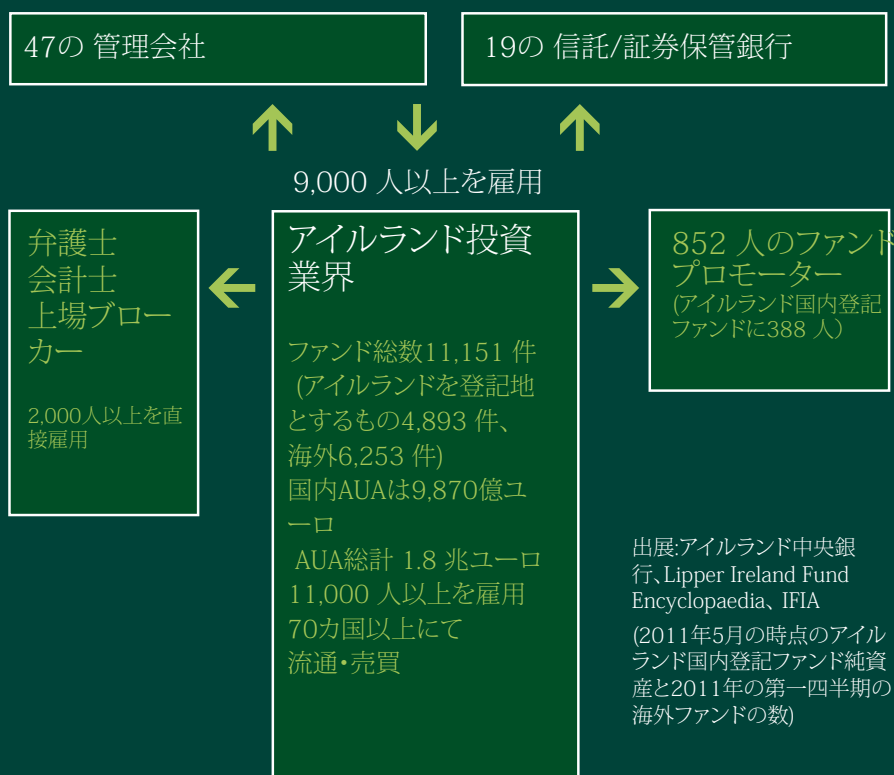
ifia

IRISH FUNDS
INDUSTRY
ASSOCIATION

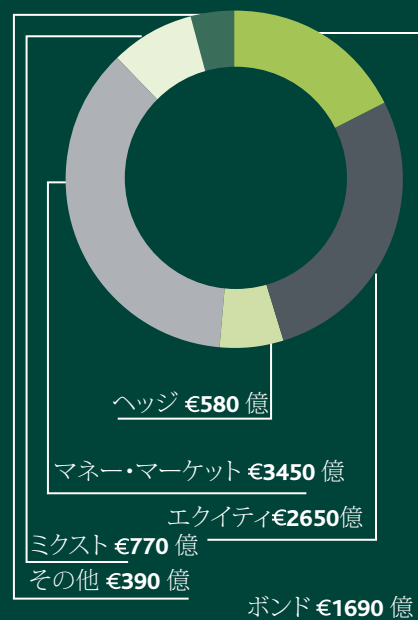
なぜ投資をアイルランドへ？

－ 事実

アイルランドの投資ファンド業界



アイルランド国内登記ファンド:タイプ別明細



出展: 2011年 アイルランド中央銀行第一四半期,

ヘッドラインの統計

- » 12,000 人近くの専門家を直接雇用
- » 世界70カ国以上の国へUCITSを流通・売買
- » アイルランド・ファンドの管理者は170 近くの国からのアセットを管理
- » アイルランドの業界管理資産額は、2009年末の1.4兆ユーロより増加し、2010年末には史上最高の1.8兆ユーロとなっています。
- » アイルランド国内登記ファンドの純資産額は2010年末には史上最高の9,630億ユーロとなり、2009年末の7,490億ユーロの約三分の一(29%)の増加となっています。
- » その年にはおよそ70の新しいファンドプロモーターがアイルランド・ファンド(リップパー)をローンチしました。
- » 2010年には400以上の雇用を産出
- » 2011年末までには1,600の雇用を産出予定

アイルランド・ファンド業外の最新統計はこちらwww.irishfunds.ie/statistics

ご存知ですか？

- » アイルランドは国境を越えた流通・売買において、ヨーロッパ内で選り抜きの地域です。2001年から2010年の間、アイルランドはそのヨーロッパの越境アセットの割合を489%増やし、ヨーロッパの越境市場の30%以上を占めました。同じ時期にヨーロッパの越境市場は248%成長しました。(出典: 2011年 Lipper FMI)
 - » アイルランドは国際的に流通・売買されるUCITSの主要な成長拠点です。アイルランドのUCITSはアイルランド国内登記アセットのほぼ80%近くを占め、世界70ヶ国以上に流通・売買されています。(出典:アイルランド中央銀行とIFIA分析と2010年 Lipper Data)
 - » アイルランドは世界最大のヘッジファンド管理センターです。アイルランドはおよそ世界の40%、ヨーロッパの63%のヘッジファンドアセットのオルタナティブ投資アセットを管理しています。(出典: 2011年4月 HFM Week Survey、2010年HFR survey)
 - » アイルランドはOECD内で最も低く、そのヘッドラインとなる法人税率により、オープンで税効率のよい管轄地として国際的に認知されています。法人税は12.5%でファンドまたは投資家には税率0%であるため、アイルランドは最高の税環境にあります。それによりファンドと投資家には最適の
- 成果を保証します。
 - » アイルランドはヨーロッパ有数の上場投資信託の拠点です。アイルランドを拠点とするETFはヨーロッパにおけるETF市場の約32%を占めます。(出典: 2010年Blackrock ETF Landscape)
 - » アイルランドはヨーロッパ有数のマネーマーケットの拠点です。アイルランドを拠点としたマネーマーケットファンドは3580億ユーロを上回るアセットを保有する事から、アイルランドは世界規模のマネーマーケットファンドの主要拠点となっています。(出典: 2011年5月アイルランド中央銀行)
 - » アイルランドには最も多くの株式投資信託があります。3,000を超えるファンドとサブファンドを持つISEは上場投資信託の主要拠点として世界的に認知されています。(出典: 2010年Irish Stock Exchange)
 - » アイルランドは、特にオルタナティブ投資ファンド業界への規制枠組みの制定を定めた最初の管轄地でした。
 - » アイルランドのファンド業界は2010年には400以上の雇用を産出した上、2011年末までに1,000近くの新しい雇用を産出する見込みです。

領域

- » 50カ国以上からの388のファンド・プロモーターが世界中の70カ国以上の国でUCITSや他のファンドの流通・売買のためにアイルランドを利用しています。
 - » アイルランドのファンド業界は国内登記または海外ファンドの両方に総計852人のプロモーターをサポートしています。
 - » 世界中の殆どの主要ファンドサービス業者がアイルランドに進出しています。
 - » アイルランドはEU、ユーロ圏、OECD、FATF、IOSCOのメンバーであり、国際的に認知された管轄区です。
 - » アイルランドは銀行の秘密主義を行使しておらず、国際的なファンドの中心地としてのみ活動しており、国際的に合意された税基準を遵守した国々のOECDのホワイトリストの元々のメンバーです。
 - » 60カ国以上の国との間に次々と租税条約ネットワ
- ークを拡大するアイルランドは、世界で最も有利で発達した租税条約を持つ国のひとつです。
 - » アイルランドは中国、ドバイ、香港、マン島、ジャージー島、南アフリカ、スイス、台湾、アラブ首長国連邦、米国を含む19の管轄地域との二国間了解覚書に署名しており、EUの法的枠組みを通してEU各国と連携しています。
 - » アイルランド証券取引所上場に3,000を超えるファンドとサブファンドを持つアイルランドは、投資ファンドの上場の主要拠点として世界的に認知されています。
 - » アイルランド居住者の10%が海外からの移住者であることから、アイルランドのファンド業界ではヨーロッパやアジア言語を母国語として話す多くの労働力を持ち、30近くの言語が使用可能です。

なぜ投資をアイルランドへ? – 現実

投資ファンドに最も有利な税環境

- » 一貫して競争力のある政策を通じ、アイルランドの税環境はファンドと投資家にとって最適の環境を実現します。
- » 投資ファンドは投資税の対象ではありません。
- » アイルランド非居住者・一般居住者が保有する投資ファンドに関連する収入に対しアイルランドにおける税は課されません。
- » ファンドに対する年間引き受け税は課されません。
- » 投資家のファンドに財産税は課されません。
- » アイルランド国籍を持たない当事者が関与する贈与 または相続されたファンドに対し、贈与または相続税は適用されません。
- » ファンドに印紙税は課されません。
- » 一般的にVATの控除により、運営、管理・信託サービス、投資管理、流通・売買と運用を含む様々なサービスに対するアイルランドのVATは非課税になります。
- » アイルランドはEU 貯蓄課税指令(EUSD)を完全に遵守しており、関連する利子所得に対する源泉徴収義務はありません。
- » アイルランドの法人税は、ヨーロッパの国々の中では最も低いうちのひとつ 12.5% であり、それにより全ヨーロッパ地域のUCITS IV の 管理会社に対して良い位置づけにあります。
- » アイルランドはEU、アジア、中東、OECD 等の全ての主要管轄地域にある60カ国との間に大規模な租税協定ネットワークを持っています。アイルランドは一目置かれた租税管轄地域であることから、新しい二重課税協定については常に交渉がなされます。
- » アイルランドのファンドは、ファンドが活発に取引されている場合も含め多くのシナリオにおいて、米国の二重租税協定を利用できます。 – これはアイルランドの上場投資信託の大きな利点です。

“アイルランドの中央銀行はその安定性と規制の明瞭さにおいて、さらにはその親しみやすさ、概要よりもむしろ形式上のヨーロッパの法的枠組みの許容範囲で柔軟性を示す積極性で一目置かれています。

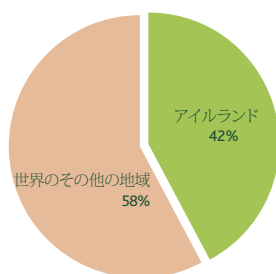
”

日本人のアセットマネージャーがアイルランドにおけるUCITS を設立し、他のファンドをアイルランドのシステムに移しました。



なぜファンドをアイルランドへ? – 卓越した投資ファンドの拠点

アイルランドが管理するオルタナティブ投資ファンド
アイルランドが運用するAIFの予測総額
アセット = 8480 億ユーロ



出典: 2010年4月 HFM Week Survey & IFIA

1 経験

20年以上の間、アイルランドは国際的に取引される投資ファンドの主な規制登記地であり、伝統的な「長期のみ」のものから、さらに複雑なファンド構造のものまで最も幅広いファンドを取り扱っています。国際的なファンドプロバイダーはアイルランドのオープンで透明性のあるしっかりと規制された投資環境、そして投資家の保護に力を入れた効果的な税制と動的で革新的なビジネスカルチャーに魅力を感じています。

2 専門知識

投資サービスだけで12,000人近くの専門家を雇用するアイルランドのファンド業界は、革新とソート・リーダーシップの機動力となる卓越した中心として発展しました。アイルランドの持つ専門知識は、ファンド運用から名義書換代理人、管理、法律、税金、監査サービス、証券取引所上場、遵守とコンサルタントサービスを含む幅広いサービスまで多岐に渡ります。

3 ソート・リーダーシップ

アイルランドのサービスプロバイダーはその専門性と顧客重視のサービスに認められており、選ばれた国際的な投資ファンドの中心地としてアイルランドを位置づけています。

最新のEFAMAの統計によると、UCITSのアイルランドのファンドは、その年前半のヨーロッパの記録上最も高い純流入額を記録しました。世界のヘッジファンドアセットの40%以上がアイルランドで取り扱われています。

国際的な業界の慣習を発展させる上でアイルランドが成した大きな貢献に裏づけされる様に、ソート・リーダーシップはこの業界を築く礎石です。アイルランドのファンド業界はEUの国レベルの規制を率先または対応する上での重要な役割を担っています。例えばEU指令としてのより問題の多い要求をもっと実用的で適切に処理するために、全ての関連団体と徹底的な取り組みを行います。

さらにオルタナティブ投資管理協会(AIMA)との関連でアイルランドのファンド協会 (IFIA) がヘッジファンドアドミニストレーター向けの適正な慣習ガイドの改訂版を発行しました。出版物はヘッジファンドのアドミニストレーションや評価の分野でどのように健全な慣習が現れるのかについて、ヘッジファンド、投資家、その他のサービスプロバイダーに指針を与えます。

最も顕著なものとして、評価の分野にて改訂版のガイドは大きな前進を果たし、業界の専門家と投資家の両方に統治、制御、リスク緩和のプロセスを推奨するロードマップを提供します。¹

4 革新

技術は、増え続ける規制、報告、効率要求に効果的に応じる鍵であるとアイルランドのファンド業界は認識しています。全自動化率86%のアイルランドは、ファンド処理の標準化を通して、より優れた効率性をめざす動きの先頭に立っています。

アイルランドの業界は、自動化により適した機会を見極め、業界内の特定のプロセスの自動化と標準化を通じ、統治と制御、操作リスクの緩和と世界規模のなソート・リーダーシップ等を強化しました。業界の代表者に導かれ、向上したデータコミュニケーションとファンド手法の標準化を実現するために、現存のSWIFT SHARPメッセージング関連機能をヘッジファンドの領域に拡大する事で、リスクを減らし効率性を改善します。

特にSWIFT SHARPはヘッジファンド取引用ファンド、注文執行と確認の分野での現存のメッセージングの枠組みを利用し、管理者と名義書換代理人、そして他の機関と仲介機関の間のデータフローを自動化します。

5 規制面での卓越性

アイルランドの投資ファンドの規制環境は開放性、透明性、そして投資家の保護の原則に基づいています。アイルランドはしっかりとした効果的な規制を持つ地域として高い評価を受けており、投資家の利益を保護しつつ市場と製品開発を推進します。取引先の抱えるリスクと目論見書の公開に関する中央銀行の規則は良識的であると考えられ、アイルランドの規制枠組みは自主性と規制のある管理と信託・保管の機能を提供します。

投資家の利益をさらに保護する独立した居住者ディレクターである事が必要である事から、全てのアイルランド国内登記ファンドとそのプロモーターは事前承認を受けなければなりません。

さらに中央銀行は、投資ファンド環境の調整のために先を見越した建設的なアプローチを取り、定期的に業界と向き合い新しい市場や製品開発を可能にする規制面での解決策を見つけ出しています。

¹ ヘッジファンドアドミニストレーター向け健全な慣行ガイドはこちらで入手できます。
http://www.irishfunds.ie/news_guide_to_sound_practices_hedge_fund_administrators.htm

膨大な専門知識を持つ中央銀行は、ファンドとプロモーター承認の明瞭な手順と一定の時間枠を持っています。時間枠は絶えず消化され、しばしば超過されます。通常、投資ファンドは6-8週間で承認されます。中央銀行は「開かれたドア」という政策を持ち、進んでファンド・プロモーターと会い、実用的な解決策に取り組みます。

6 租税効率

アイルランドは、効率が良く明確で信頼できる投資ファンドの租税環境を提供します。アイルランドの投資ファンドは、投資家の居住地に関係なく、その収入と収益に対するアイルランドの税金が免除されます。アイルランドのファンドからアイルランドに居住していない投資家へ支払われた分配金や償還金に対する源泉徴収はありません。アイルランドのファンドは租税を分かり易くする手段として、投資家が居住する管轄地での課税上の地位（例えば免税の年金基金）により構造化されており、それにより投資家が直接その税制優遇対策を享受できます。アイルランドの適格投資家向けファンドは、租税効率を改善するために特別目的媒体(SPV)を通じて投資を保持する事もあります。さらに、アイルランドは60カ国近くの国との間に、大規模でますます拡大中の二重課税協定ネットワークを持ち、税金返還要求において最適なアクセスを提供します。

7 国際的事業範囲と認識

アイルランドは国境を越えたファンドの流通・売買の主要なハブ拠点であり、アイルランドのファンドはヨーロッパ、南北アメリカ、アジア太平洋地域、中東やアフリカの70カ国の国で販売されています。さらに50カ国以上の国の合計388人のファンド・プロモーターが彼らの投資ファンドの拠点としてアイルランドを選択しています²。アイルランドで管理されているアイルランド国外のファンドを含めると、852人を超えるファンド・プロモーターが彼らのファンドの拠点としてアイルランドを選んでいきます。さらに、アイルランド証券取引所は投資ファンドの上場において世界有数の取引所です。

アイルランドはEU、ユーロ圏、OECD、FATF、IOSCOのメンバーとして国際的に認知された管轄地です。アイルランドは銀行機関の機密体制を保持しておらず、オープンで透明性があり、業界の柱となる規制を持っています。国際的に同意された税基準に遵守する世界規模の業界を先導し、さらにはG20やOECDの国々による査読にボランティアとして参加しています。アイルランドはEUの指令に基づき、全てのEU加盟国と連携し、中国、デュバイ、香港、マン島、ジャージー島、南アフリカ、スイス、台湾、米国との了解覚書に署名しています。

アイルランドは現代的で国際的な開けた経済を持ち、午前中はアジアと、午後はアメリカ、一日を通してヨーロッパとビジネスを行います。世界の主要なファンドサービスプロバイダーのほぼ全てが、地域の卓越性と世界規模の領域が連結するアイルランドに支店を持っています。

あなたのファンドの登記国にかかわらず、アイルランドでサービスを提供できます

2 出典: 2010年 Lipper Ireland Fund Encyclopaedia

アジア太平洋地域から既にここに進出して来たのは？

国名	プロモーター	
オーストラリア	Armytage AAM	日本
オーストラリア	Coastal Capital	日本
オーストラリア	CP2	日本
オーストラリア	First State Investments	日本
オーストラリア	Hunter Hall Investment Management	日本
オーストラリア	IPAC Portfolio Management	日本
オーストラリア	Macquarie Group	日本
オーストラリア	Maple-Brown Abbott	日本
オーストラリア	Perennial Investment Partners	日本
オーストラリア	QIC	日本
オーストラリア	Treasury Group	日本
中国	Bosera Asset Management	日本
香港	ADM Capital	日本
香港	GaveKal Capital	日本
香港	Grace Financial	日本
香港	Hamon Investment Management	日本
香港	Isometric Capital Management	日本
香港	Kaisen Capital	韓国
香港	LimeTree Capital Partners	モーリシャス
香港	Matchpoint Investment Management	シンガポール
香港	North of South Capital	シンガポール
香港	Pacific Sun Investment Management	シンガポール
香港	Sofaer Capital	シンガポール
香港	Tribridge Investment Partners	シンガポール
香港	Vanheel Management	シンガポール
香港	Ward Ferry Management	シンガポール
インド	Chatterjee Group, The	シンガポール
インド	Legatum	シンガポール
日本	Asashi Life	シンガポール
日本	Astmax Asset Management	スリランカ
日本	Daiwa Securities	
日本	FunneX Asset Management	NAV合計
		HC Asset Management
		Mitsubishi UFJ Financial Group
		Nikko Cordial
		Nippon Life Insurance Company
		Nissay Asset Management
		Nomura
		Orix
		Plaza Asset Management
		Shinsei Bank
		SPARX Asset Management
		Stats Investment Management
		Sumitomo Trust & Banking
		Symphony Financial Partners
		T&D Asset Management
		Tokio Marine Asset Management
		Vivace Capital Management
		Yuki Asset Management
		Samsung Life Insurance
		Grenfell Fund Managers
		APS Asset Management
		CRA Management
		Ichi Investment
		Novatera Capital
		Quest Management
		Shidan Capital
		SPF Value Realization
		Tantallon Capital
		UMJ
		United Overseas Bank (UOB)
		Guardian Fund Management
		300億ユーロの超過

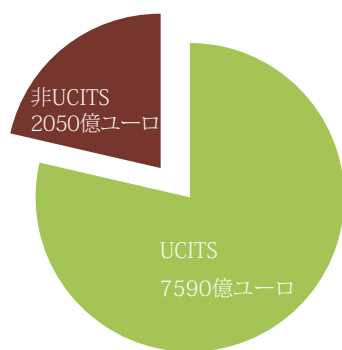
アジア太平洋地域で購入可能なアイルランドのファンドの明細

アジア太平洋地域	販売するファンドの国名	海外登記の総数
1	オーストラリア	29
2	香港	300
3	インド	13
4	インドネシア	13
5	日本	38
6	マカオ	141
7	マレーシア	13
8	ニュージーランド	13
9	フィリピン	13
10	シンガポール	379
11	韓国	13
12	台湾	166
13	タイ	12
	総計	1143

なぜUCITSをアイルランドへ? – 自然な選択

最新のEFAMA統計によると、アイルランドのファンドがその年の前半にヨーロッパ史上最も高い純流入額を記録しました。四半期報告によるとアイルランドには2011年前半の6ヶ月に390億ユーロの純流入額があり、その次に多い地域を70億ユーロ上回っていました。

アイルランド国内登記ファンドの80%近くのアセットがUCiTsです



出典: 2011年12月アイルランド中央銀行

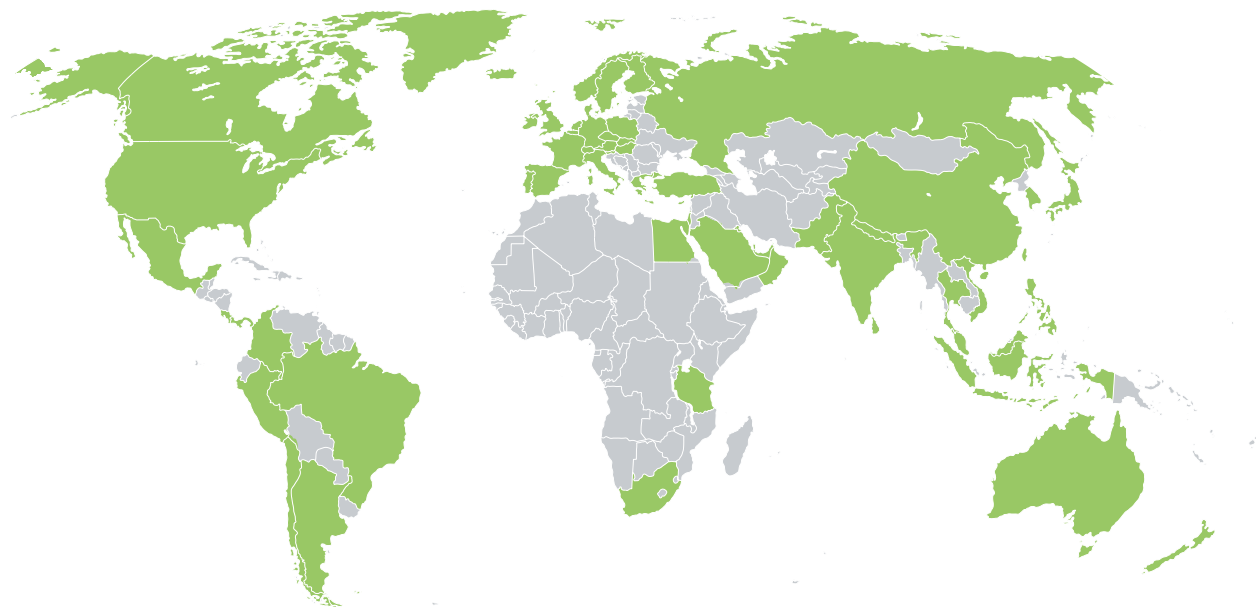
UCITS について考慮する時、アイルランドはヨーロッパ内の登記地の選択としては抜きん出ています。アイルランドは投資ファンドの確立された中心地であり、規制、税制、預託、顧客へのサービス考察において世界規模の領域と他に類を見ないUCITSを提供する主要UCITSの登記地です。

20年以上の間、アイルランドはUCITSの管理会社の登記地として世界各地へ流通・売買する拠点としての役目を果たして来ました。アイルランドは常にUCITS IVの発展の先頭に立ち、その準備として主な規制、税制、業務の増強に努めてきました。

租税はUCITS IVを整理統合をする際の重要な要素であり、運用会社に対する12.5%の法人税とファンドへの課税なしという条件のもと、アイルランドは最も魅力的な利点が揃っています。

アイルランドの市場シェアは、2010年の11.6%と比べ13%へと成長しました。運用会社に対する法人税12.5%とファンドへの課税なしという条件のもと、アイルランドのUCITS IVに対する税制は最も有利なものです。

アイルランドのUCITSは世界70カ国以上において流通・売買されています。



ヨーロッパ

オーストリア
ベルギー
チャンネル諸島
キプロス
チェコ共和国
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ジブラルタル
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
マン島
イタリア
リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ
マルタ
モナコ
オランダ
ノルウェイ
ポーランド
ポルトガル
ロシア
サンマリノ
スロバキア

スロベニア

スペイン
スウェーデン
スイス
トルコ
英国
南北アメリカ
アルゼンチン
バハマ
バミューダ
ブラジル
英領バージン諸島
カナダ
チリ
コロンビア
メキシコ
パナマ
ペルー
米国
アジア・太平洋
オーストラリア
中国
香港
インド
インドネシア
日本

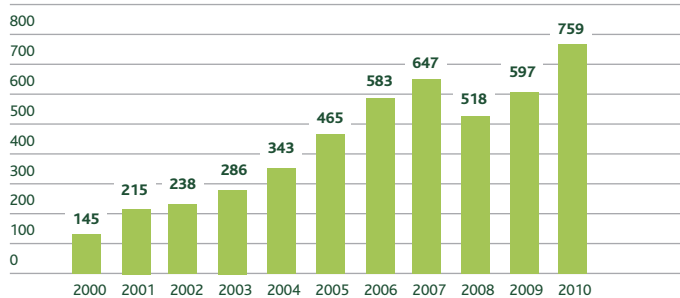
韓国

マカオ
マレーシア
ネパール
ニュージーランド
パキスタン
フィリピン
シンガポール
台湾
タイ
ベトナム
中東
バーレーン
イスラエル
クウェート
オマーン
カタール
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
アフリカ
エジプト
モーリシャス
セイシュル諸島
南アフリカ
タンザニア

アイルランドのUCITS追跡記録が実証します...

1985年のUCITSの指令の下、その始まり以来、アイルランドは国境を越えたUCITSの代名詞です。過去10年以上に渡り、アイルランドのUCITSの純資産は422%という驚異的な(そして未踏の)業績で成長を遂げました! 実際、アイルランドは国境を越えた主要なUCITSの登記地の中で最も急速な成長と遂げている国としての地位を保っています¹。2010年にはアイルランドのUCITS純資産は27%の成長を遂げました。現在は2,900のアイルランドのUCITSが国境を越えた流通売買を許可されています。²

アイルランドのUCITS フォンド総資産 (10億ユーロ)



出典:アイルランド中央銀行

- 1 出典: 2010年 12月analysis of EFAMA statistics
- 2 2011年12月アイルランド中央銀行

アイルランドのUCITS IVの施行

UCITS IVは、主要な規制と運営上の転換を含めてヨーロッパ各地においてファンド統合の新しい時代をもたらすでしょう。アイルランドは、2006年に欧州委員会が最初のホワイトペーパーを発行して以来UCITS IVについての議論の先頭に立ち、その転換を実施して来ました。

アイルランドのUCITS IVの導入により以下が加わります。

引き続きEUレベルでの誓約とCesr/esMa3 協議への回答	☑
2010年の財政法の下での税の確実性と利点	☑
包括的なuCiTs iV 規制見直しとマッピング行使	☑
施行する法律の制定	☑
uCiTs 通知とガイダンスノートの修正	☑
管理と運用上の準備	☑

3 欧州証券規制当局委員会(CESR),
現在は欧州証券監督機構(ESMA)として知られています。

アイルランドは規制、税制、運用上の展開において先頭に立ちUCITS IVを実施しています。

オルタナティブ なぜ投資をアイ ルランドへ？

- » オルタナティブ投資サービスにおける世界的なリーダー
- » 複合型ファンドのサービスにおいて他に追随を許さない専門知識
- » 国際的に認知された管轄地域 - EU、ユーロ圏、OECD、IOSCO、
- » FATF の一員であること
- » 市場主導型のオルタナティブ投資製品による解決策
- » 投資ファンドにとって最も有利な税環境
- » 70カ国でのファンドの流通・売買
- » 効率的なファンドとプロモーターの承認を得た効率の良いしっかりとした規制枠組み
- » 適格投資家向けファンド (QIF) に対する迅速な承認制度
- » ファンドのパフォーマンス履歴を保持でき、合理化されたファンドの再登録手続き
- » オルタナティブ投資ファンドの処理手続きの標準化を通してより効率の高い動因を導く
- » 投資ファンドの上場において有数の証券取引所であるアイルランド証券取引所への効率的な上場
- » 積極的なビジネスカルチャーを持つ英語圏の慣習法管轄地域
- » 世界を網羅するのに最適なタイムゾーンに位置している

なぜアイルランドなのか？

- » 2010年のIBMのGlobal Location Trends 報告によると、アイルランドは一人当たりの対内投資による仕事数が最も多い地域として世界のトップに立っています。
- » 2010年のIMD World Competitiveness Yearbookにおいて、海外直接投資に影響を与える主要評価にアイルランドは以下の通りランクされました。
 - » 1位: 法人税
 - » 4位: 熟練した労働力を提供できる
 - » 4位: 新しいアイデアを受け入れやすい
 - » 6位: 労働力の生産性
 - » 7位: 金融スキルの供給力
 - » 7位: 人々の柔軟性と適応能力
- » アイルランドは最も雇用に適する卒業生のランキングで1位を獲得しました。(出典: 2010年European Commission Study of international recruiters)
- » アイルランドは、一人当たりの対内投資により産出された仕事の数で世界のトップにランクされています。(出典: 2010年 IBM Global Location Trends 2010)
- » アイルランドはユーロ圏でビジネスに適した国としてトップにランクされています。(出典: 2010年Forbes)
- » アイルランドはヨーロッパでの R&D 投資において最も競争力のある場所として1位にランクされています。(出典: 2010年Mazars Review of Global R&D Incentives)
- » アイルランドは世界で最もグローバル化した経済として世界で第2位にランクされています。(2011年1月E&Y Globalisation Index がEconomist Intelligence Unitと共同で発行)
- » 2010年のEurostat Yearbook によると、アイルランドは20-29歳の年齢層の数学、科学、コンピュータ分野の卒業生の割合がEU内で3位です。

アイルランドの法人税率

アイルランドは1956年以来低い法人税率を維持しています。これはアイルランドの経済が対内投資を惹きつける数多くの要因のひとつです。

12.5%の法人税率 (CRT) は手付かずのままです。

12.5%のCRTに対するアイルランドの政府の誓約は、課税事項の満場一致の原則によるEU環境において保護されています。

アイルランドでは現存する法人税制度を支援する正式な政治的合意がなされています。

EU 域内市場コミッショナーのMichel Barnier はアイルランドに対し、独自の法人税率の設定を継続して良いことを再保証しました。

これらの誓約はリスボン条約の法規により更に保証されています。

このアイルランドの税制度はオープンで透明性があり、OECD ガイダンスや EU 競争法に完全に順守しています。

国名	ヘッドライン法人税率 %
アイルランド	12.5
シンガポール	17
ロシア	20
スイス	21
中国	25
オランダ	25
英国	27
ルクセンブルグ	28.59
ドイツ	30
フランス	34.43
ベルギー	33.99
インド	33.2175
ブラジル	34
米国	39.5

なぜアイルランドなのか？

競争力

2009年から2011年の間にアイルランドの競争は大きく向上しました。

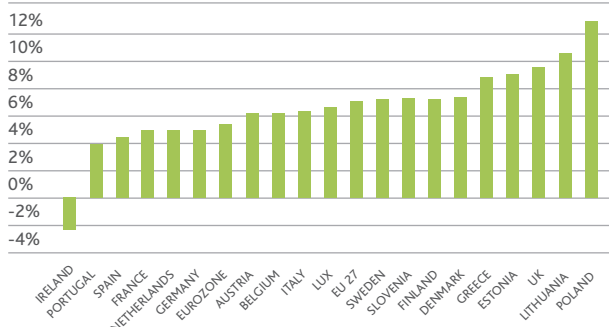
エネルギー、個人、私的貸借料、サービス、建設、労働を含むビジネスのコストは全て減少しました。

アイルランド全体としての単位賃金コストはEU 平均に比べ13%改善しました。(2008年-2012年EU forecast).

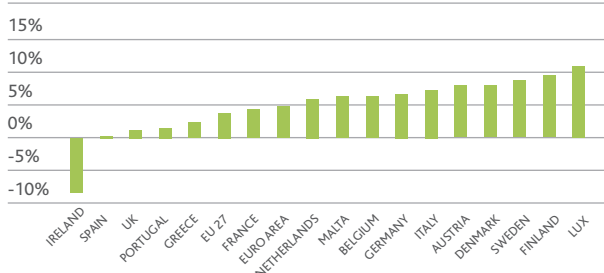
ベンチマークとなるアイルランドの企業の新入社員の給与は5% から 22%へと下がりました。(Irishjobs.ie).

支払い料の徹底的な削減の他に、企業はボーナス、シフトや残業による割り増し支払い額の削減、短時間労働の取り決めを含む数多くの方法で請求書の支払い額の削減に成功しました。

2008年から2012年間の生活費化



2008年から 2012年間の単位賃金コストの変化



出展: 2010年EU Commission Forecast



why? Ireland™
excellence · innovation · reach

卓越性

非常に幅広い投資戦略を持つファンドの設立とサービスにおいて他に追随を許さない専門知識と経験を持ち、我々の実利的で意欲的なアプローチは効果を生み出します。

革新

ソート・リーダーシップと革新の最先端で、顧客のニーズへの反応性と適応能力を通じて製品の解決案を考案し、投資ファンド処理手続きの標準化の先頭に立っています。

領域

最も幅広い市場への流通・売買機会を持つ世界の主要なファンド・プロモーターとファンドサービスプロバイダーの本拠地です。

専門知識、スケール、主要国際的ファンドを管轄する世界規模の領域を統合し、革新、革新ソート・リーダーシップ、活力と共にここまで到達しました!

それがアイルランド
ドを選ぶ理由

IFIAについて

この文書は情報としての利用目的とし、実際にアイルランドでビジネスを行う場合は専門的な助言を受ける事をお奨めします。

アイルランドファンド協会(IFIA) はアイルランドのファンドサービス業界に関わるアドミニストレーター、証券保管機関、マネージャー、名義書換代理人、ファンドプロモーター、専門のコンサルタント会社など、そのメンバーの中でも業界を代表的する機関です。

IFIAの目的は アイルランドの国際的ファンド業界の発展を支援し実践する事であり、選りすぐりの投資ファンドの登記地としてサービスを続けることを保証する事です。その政府、業界、そして作業グループの委員会との共同の取り組みを通して、

IFIAはアイルランドの規制と法的枠組みの発展に貢献し影響を与えます。IFIAは政策の展開、ガイダンスペーパーや業界特有のトレーニングと通じて市場の慣習を定義する事にも参加しています。

より詳しい情報とIFIA メンバーの連絡先と提供サービスの完全リストが必要な場合は、こちらにログインしてください。www.irishfunds.ie

アイルランドファンド協会(IFIA)

10th Floor, One George's Quay Plaza, George's Quay, Dublin 2

Tel: +353 (0)1 675 3200/+353 (0)1 670 1077

Fax: +353 (0)1 675 3210

www.irishfunds.ie

Japan

Industry Office Japan
Derek Fitzgerald –
Director Japan
Ireland House 2F,
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-Ku,
Tokyo 102-0083
Tel: +81 3 3262 7621
Fax: +81 3 3261 4239
Email: irishfunds@ida.ie

Korea

Industry Office Korea
IDA Ireland
13th Floor Leema B/D
146-1 Susong-dong,
Jongro-ku
Seoul 110-755
Tel: +82 2 7554767/8
Fax: +82 2 7573969
Email: irishfunds@ida.ie

Singapore

Industry Office
Singapore
Michael Smith -
Director SE Asia
Ireland House
541 Orchard Road
8th Floor Liat Towers
Postal Code 238881
Singapore
Tel: +65 623 80774
Fax: +65 623 80774
Email: irishfunds@ida.ie

why? Ireland™

excellence · innovation · reach

ifia

IRISH FUNDS
INDUSTRY
ASSOCIATION